

地方財政審議会付議（説明）案件

令和２年２月２５日（火）

（案件名）

- ・ 令和元年度２月期における地方譲与税譲与金の譲与について（決裁案件）

○ 地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成２０年法律第２５号）
（地方財政審議会の意見の聴取）

第３６条 総務大臣は、第３３条若しくは前条の総務省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、又は都道府県に対して譲与すべき地方法人特別譲与税を譲与しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

自治税務局 企画課

企画官 沼澤 弘平

（内２３５１１）

令和元年度２月期における地方譲与税譲与金の譲与（案）について

令和元年度２月期分の地方法人特別譲与税について、次のとおり譲与するものである。

1 対象団体

全都道府県

2 譲与額

8,251億円（11月～１月における譲与税及び交付税配付金特別会計の収納額）

前年度２月期比 33億円減（0.4％減）

本年度譲与累計額 20,427億円（前年度比 438億円減（2.1％減））

3 譲与日

令和２年２月２８日（金）

4 譲与基準等

譲与総額	地方法人特別税（国税）収入額の全額《注》
譲与基準	1／2 人口 1／2 従業者数 ※譲与額は、譲与総額から財源超過団体の財源超過団体調整額を控除した額を上記基準によりあん分した額の合算額（財源超過団体にあつては、当該合算額に個別財源超過団体調整額を加算した額）
補正	なし
譲与時期	５月、８月、11月、２月
譲与税の用途	条件・制限なし
平成３０年度譲与実績	20,865億円
令和元年度地財計画	21,351億円

《注》交付税及び譲与税配付金特別会計において収納された額

(案)

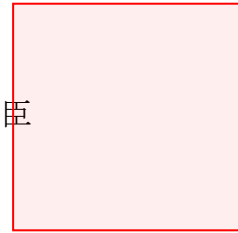
総税企第 号

令和 2 年 2 月 2 8 日

〈各都道府県知事〉

あて
殿

総 務 大 臣



地方法人特別譲与税譲与金の譲与について

地方税法等の一部を改正する等の法律（平成 2 8 年法律第 1 3 号）附則第 3 2 条の規定によりなおその効力を有することとされる廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成 2 0 年法律第 2 5 号）第 3 4 条の規定に基づいて譲与すべき地方法人特別譲与税譲与金を下記のとおり譲与します。

記

譲与日

令和 2 年 2 月 2 8 日

地方法人特別譲与税譲与金

〈別添のとおり〉 千円

↑ 額は出力

令和元年度 2 月期 地方法人特別譲与税譲与金額一覧

(単位：千円)

都道府県	金 額
北海道	33,795,362
青森	8,090,869
岩手	8,127,939
宮城	14,925,614
秋田	6,427,081
山形	7,191,494
福島	12,046,487
茨城	18,291,012
栃木	12,624,297
群馬	12,867,123
埼玉	42,019,843
千葉	35,429,670
東京都	108,347,192
神奈川県	54,499,327
新潟	14,992,998
富山	7,142,681
石川	7,680,459
福井	5,281,093
山梨	5,385,830
長野	13,625,986
岐阜	12,976,636
静岡県	24,414,694
愛知県	50,889,804
三重	11,749,328
滋賀	8,977,623
京都	16,766,007
大阪	60,267,871
兵庫県	33,897,037
奈良	7,678,457
和歌山	5,933,319
鳥取	3,601,684
島根	4,450,641
岡山	12,145,423
広島	18,559,209
山口	8,860,708
徳島	4,760,530
香川	6,381,889
愛媛	8,686,956
高知	4,517,071
福岡	32,510,661
佐賀	5,292,712
長門	8,605,122
熊本	11,022,584
大分	7,342,473
宮崎	6,927,537
鹿児島	10,343,695
沖縄	8,724,750
合 計	825,076,778

地方法人特別税収入額（累計）

（単位：億円）

No.	団体名	地方法人特別税収入額		
		令和元年 (H31.2～ R2.1月分)	平成30年 (H30.2～ H31.1月分)	増減額
01	北海道	576	541	35
02	青森県	97	102	▲ 5
03	岩手県	125	139	▲ 14
04	宮城県	361	354	7
05	秋田県	77	79	▲ 2
06	山形県	100	104	▲ 3
07	福島県	264	282	▲ 18
08	茨城県	382	411	▲ 29
09	栃木県	254	295	▲ 41
10	群馬県	269	306	▲ 38
11	埼玉県	636	664	▲ 28
12	千葉県	642	672	▲ 30
13	東京都	5,638	5,390	248
14	神奈川県	1,116	1,221	▲ 106
15	新潟県	270	273	▲ 3
16	富山県	135	135	0
17	石川県	184	186	▲ 2
18	福井県	137	138	▲ 1
19	山梨県	114	149	▲ 35
20	長野県	222	284	▲ 62
21	岐阜県	236	234	2
22	静岡県	598	652	▲ 54
23	愛知県	1,709	1,867	▲ 157
24	三重県	226	337	▲ 111
25	滋賀県	228	230	▲ 2
26	京都府	407	374	33
27	大阪府	1,795	1,760	36
28	兵庫県	593	615	▲ 22
29	奈良県	84	83	0
30	和歌山県	83	90	▲ 7
31	鳥取県	47	48	▲ 1
32	島根県	80	74	6
33	岡山県	239	231	8
34	広島県	361	392	▲ 31
35	山口県	179	193	▲ 14
36	徳島県	87	92	▲ 5
37	香川県	142	142	0
38	愛媛県	157	156	1
39	高知県	58	56	2
40	福岡県	694	678	16
41	佐賀県	87	88	▲ 0
42	長崎県	109	103	7
43	熊本県	166	175	▲ 10
44	大分県	110	113	▲ 3
45	宮崎県	93	89	5
46	鹿児島県	120	137	▲ 17
47	沖縄県	140	132	8
合計		20,427	20,865	▲ 438

（注）四捨五入により計（増減額）が一致しないところがある。

要約 譲与税及び地方税法人特別税

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として
地域間の税源偏在を是正するための制度として導入

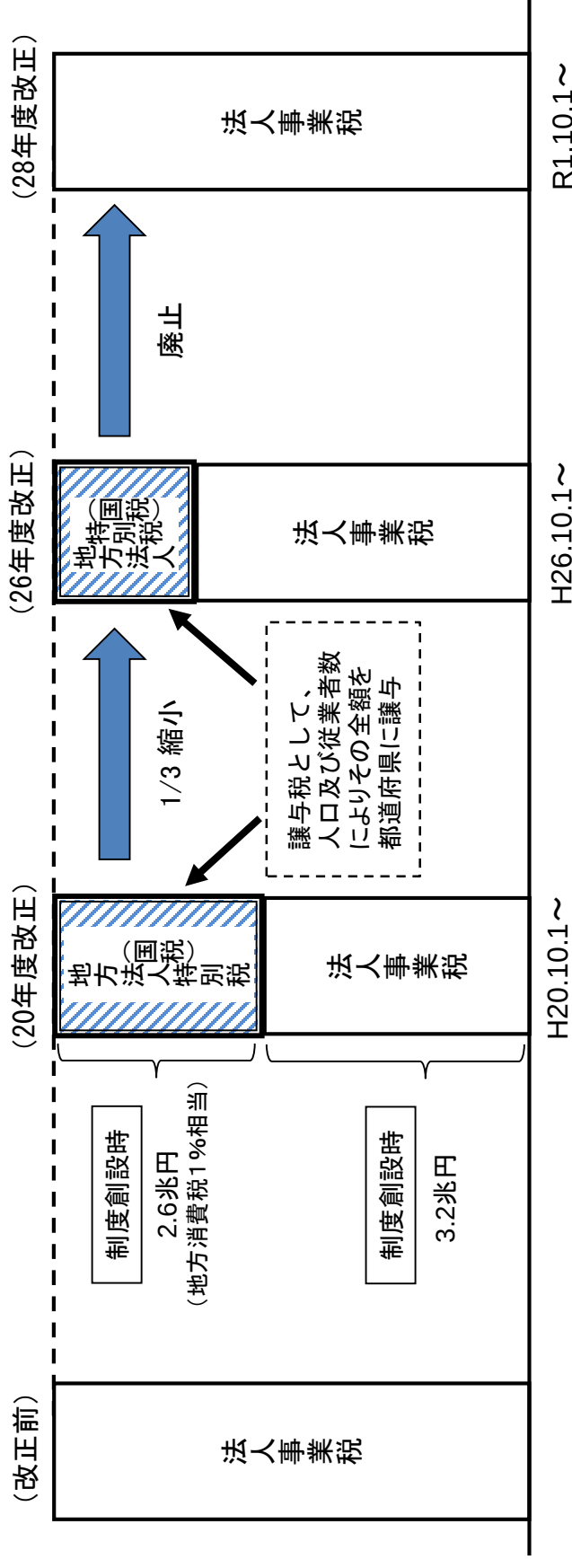
※平成20年10月1日以後に開始する事業年度から適用

平成26年度改正 地方法人特別税の規模を1/3縮小し、法人事業税に還元

※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用

平成28年度改正 地方税法人特別税を廃止し、法人事業税に還元

※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用



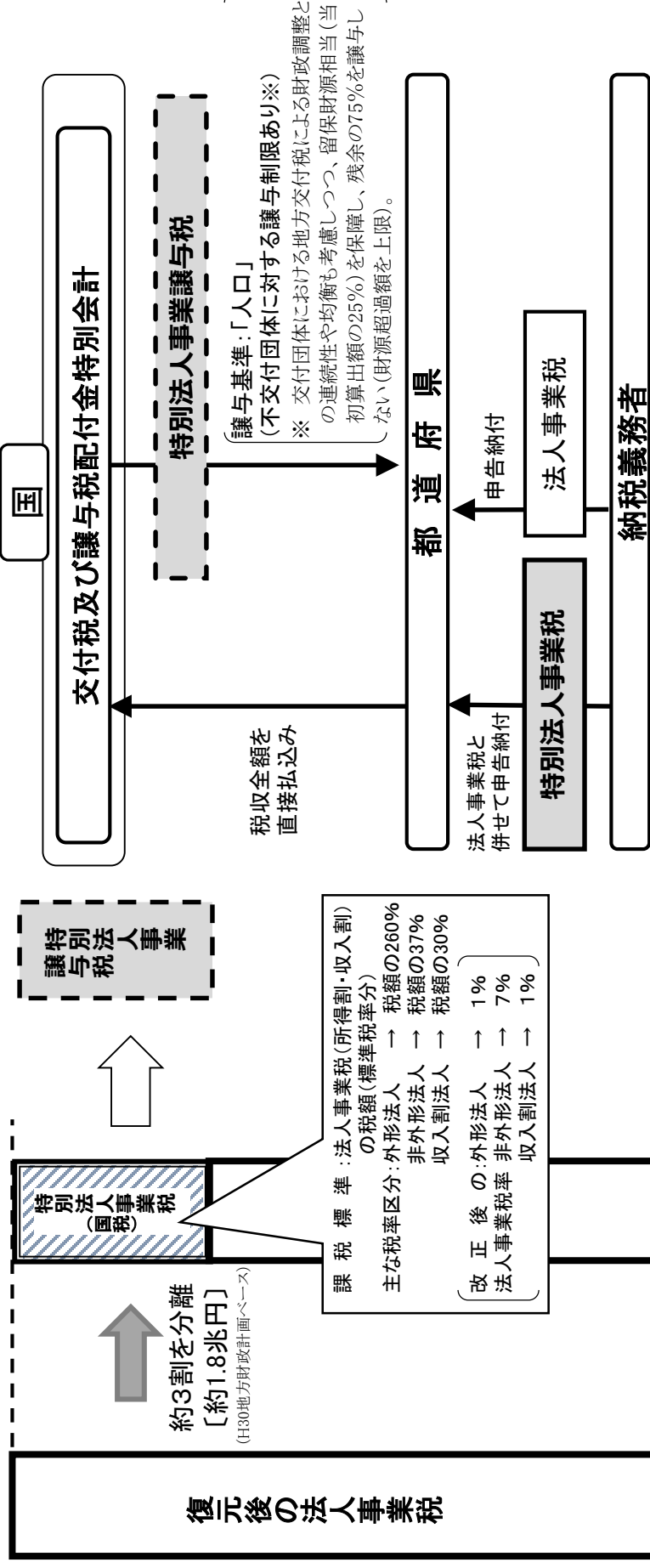
地方税法特別税等に関する暫定措置法(抄)

第一条 この法律は、税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人の事業税（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定により法人の行う事業に対して課する事業税をいう。以下同じ。）の税率の引下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額を地方法人特別譲与税として都道府県に対して譲与するために必要な事項を定めるものとする。

地方法人課税における新たな偏在是正措置（特別法人事業税・譲与税の概要）

- 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設。

＜特別法人事業税及び特別法人事業譲与税の仕組み＞



＜その他関連する事項＞

- 都道府県の財政運営に支障が生じないよう、新たな偏在是正措置により減収が生じる場合に、地方債の発行を可能とする措置を講じる。
- 経済社会情勢の変化に対応できるよう、法の施行後における検討に係る規定を設ける。
- 令和2年2月以降に都道府県から国に払い込まれた地方法人特別税の収入額を、特別法人事業税の収入額とみなす等の所要の措置を講じる。
- ※ 新たな偏在是正措置により生じる財源は、地方が偏在是正の効果を実感できるよう、必要な歳出を地方財政計画に計上するなど、その全額を地方のために活用する。